

令和7年(2025年)4月11日

1年生保護者様

西宮市立浜脇中学校
校長 佐々木 理

警報発令時の対応について

『西宮市に警報発令時』の生徒の登校について、生徒の安全確保のため、下記のようにさせていただきます。

記

【該当する警報】

『大雨警報』 『暴風警報』 『洪水警報』
『高潮警報』 『暴風雪警報』

【発令・解除時刻とその対応】

・午前7時、上記の警報のいずれかが発令されている場合

◎自宅待機

・午前9時までに解除

◎解除された時点で、安全に留意して登校

◎給食は中止。授業は午前中のみ。

・午前9時以降も引き続き発令

◎臨時休校

<その他>

※報道機関によっては「西宮市」や「阪神地区」と分類が異なる場合もあります。

※必ず複数の報道機関(気象庁・兵庫県気象情報・神戸地方気象台のホームページ、テレビ放送やデータ放送等)でご確認をお願いいたします。

※浜脇中学校ホームページにも掲載します。

※「注意報」の場合は平常どおりです。安全に留意して登校させてください。

※校区の小学校や他の中学校とは休校措置が異なることもあります。ご注意ください。

※生徒の登校後に警報が発令されたときは、下校を早めたり、安全が確保できるまで学校に待機させたりするなど、生徒の安全第一の措置をとります。

※警報が発令され連絡しなくてはいけないことが生じた場合、メール配信サービス等により連絡いたします。

地震発生時の措置について

『地震発生時』の措置について、下記のような対応を取らせていただきますことをお知らせします。

記

1. 在宅中(下校後から登校以前)

- ① 西宮市内で最大震度5弱以上の場合、翌授業日は臨時休業とする。

但し、下校後のその日のうちに地震が発生した場合の翌日がもともと授業日でない場合や、早朝などに地震が発生した場合のその日がもともと授業日でない場合はこの限りでない。

例:授業が行われている普段の金曜日の夜に地震が発生した場合、翌授業日は月曜日となるが、その月曜日が臨時休業となるというわけではない。土曜日はもともと休業日であるため。

2. 登下校中

＜生徒＞揺れがおさまったら、学校または家のいずれか近い方へ避難する。

- ① 西宮市内で最大震度5弱以上の場合、臨時休業に入る。

既に生徒が登校している場合、または、生徒が学校に避難した場合、被害の状況等により、保護者のお迎えをお願いする場合がある。この場合は、保護者のお迎えがあるまで学校で待機させることも考えられる。

3. 在校中

- ① 西宮市内で最大震度5弱以上の場合、授業を中止し、臨時休業に入る。

・被害の状況等により、保護者のお迎えをお願いする場合がある。この場合は、保護者のお迎えがあるまで学校で待機させることも考えられる。

4. 校外での活動時に地震が起こった場合

＜生徒＞揺れがおさまったら、安全な場所へ避難する。

- ① 引率教師は、学校へ状況報告を行い、指示を受ける。状況に応じて、学校から保護者へ状況を連絡することもある。

- ② 学校は、教育委員会へ状況等の報告をする。

- ③ 学校は、教育委員会の指示を受けるとともに、状況に応じて、地元公共機関へ救援を要請する。

※学校は、計画段階で、活動場所等の広域避難場所等を確認しておく。

※学校は、災害発生時の行動について、旅行社や訪問先関係者等と共有し、対応を想定しておく。

5. 留意事項

- (1)地震発生により臨時休業日となった場合についても、給食費は全額徴収することになります。ご了承願います。また、給食を実施する場合は、献立を変更や、調理方法を変更する場合があります。

- (2)報道機関によっては「兵庫県南部(南東部)」を用いて報道する場合があるので、必ず複数の媒体(例:気象庁ホームページ、神戸海洋気象台(Tel078-222-8907)、市町別の詳細情報が流されるNHKやサンテレビ)で「西宮市内」であることを確認しましょう。